

# 災害対応時における政令市の権限拡大要望に関して

熊本県



## 1. 日頃から顔の見える関係を築く。

災害対応の中でも、そうした関係が非常に大切。

### <熊本県・熊本市政策連携会議>

- ・熊本市の政令指定都市移行を契機に、熊本型の県・政令指定都市の政策連携を図ることを目的としてH24年度に設置。
- ・知事及び副知事と市長及び副市長が、県と熊本市の政策連携に関して協議を行っている。 ※H28までに7回開催

## 2. 災害発生時も緊密に連携

国や県、さらには熊本市が集まる会議を設置し、様々な課題に対して、速やかに対応方針を決定。

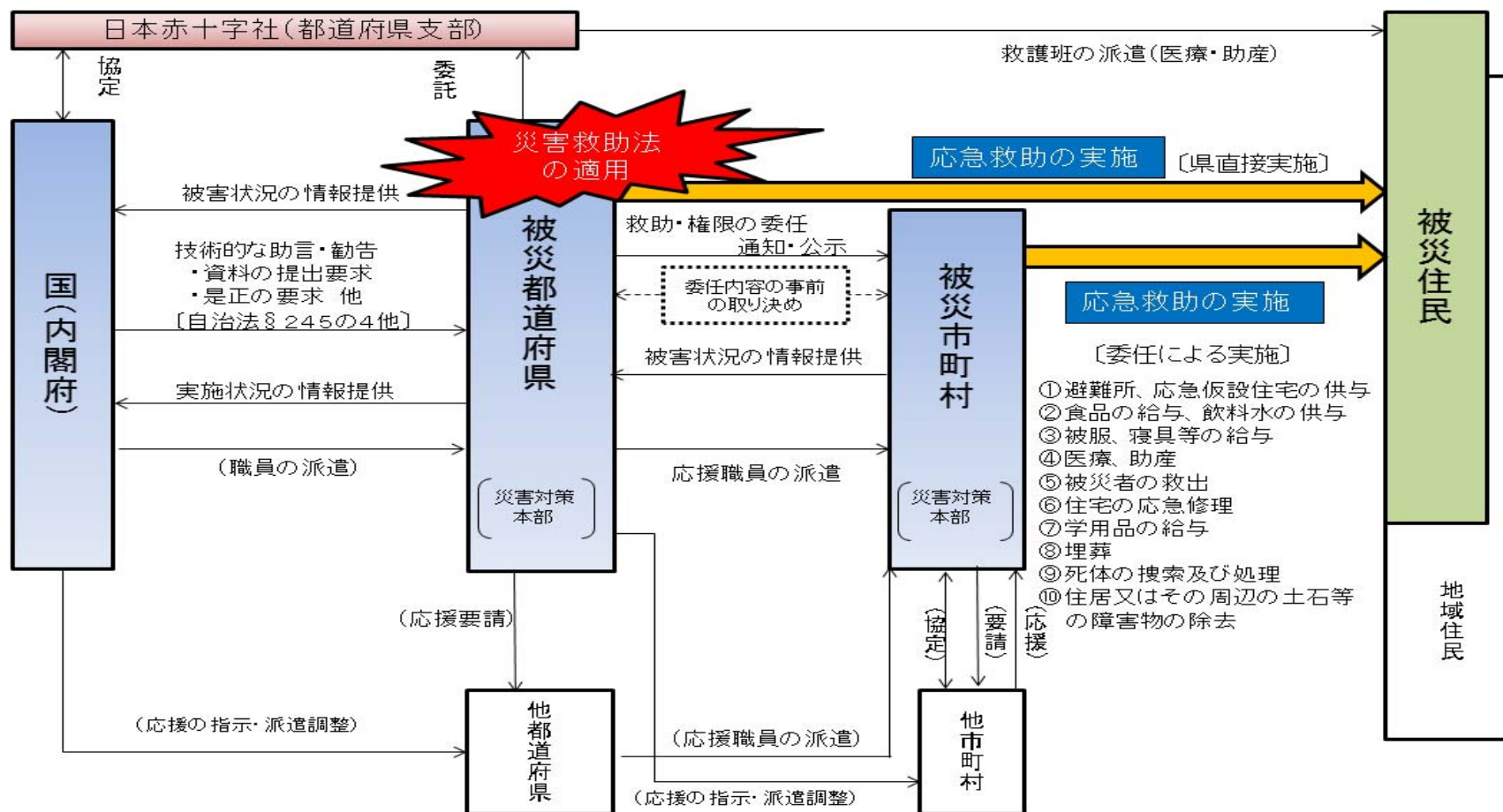
### <幹部級会合（K（熊本）9）>

- ・各府省の局長・審議官級の幹部職員が熊本入り。
- ・県災対本部会議後に毎回K9を開催。迅速な意思決定、省庁横断的支援を検討。
- ・県幹部、熊本市副市長との直接協議等を実施。

### 3.熊本地震における災害救助法の適用、事務委任

熊本地震においては、熊本市に対して応急仮設住宅の供与も含めて応急救助の実施につき全面的に事務委任。

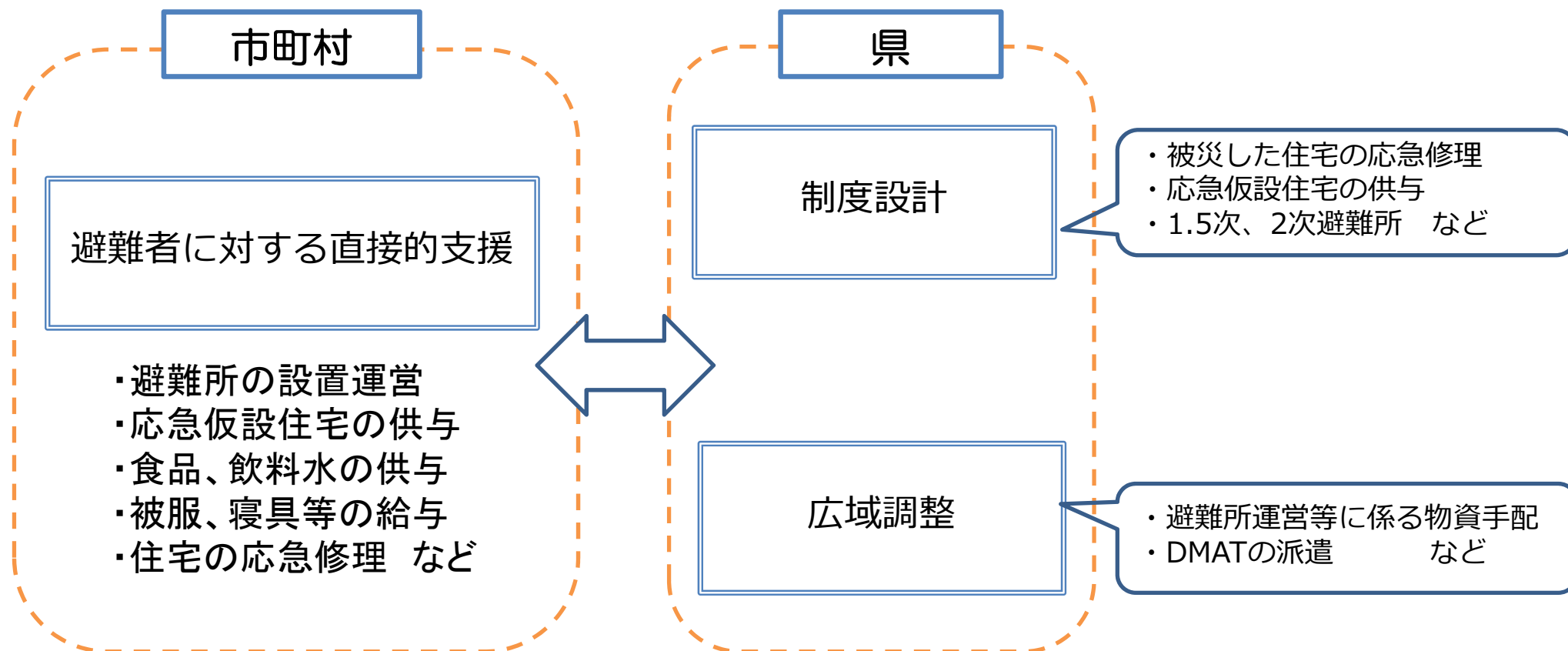
災害救助事務の概要(引用:内閣府説明会資料)



## 4.熊本地震における県と市町村の役割

県は広域調整など、広域自治体としての役割を担ってきた

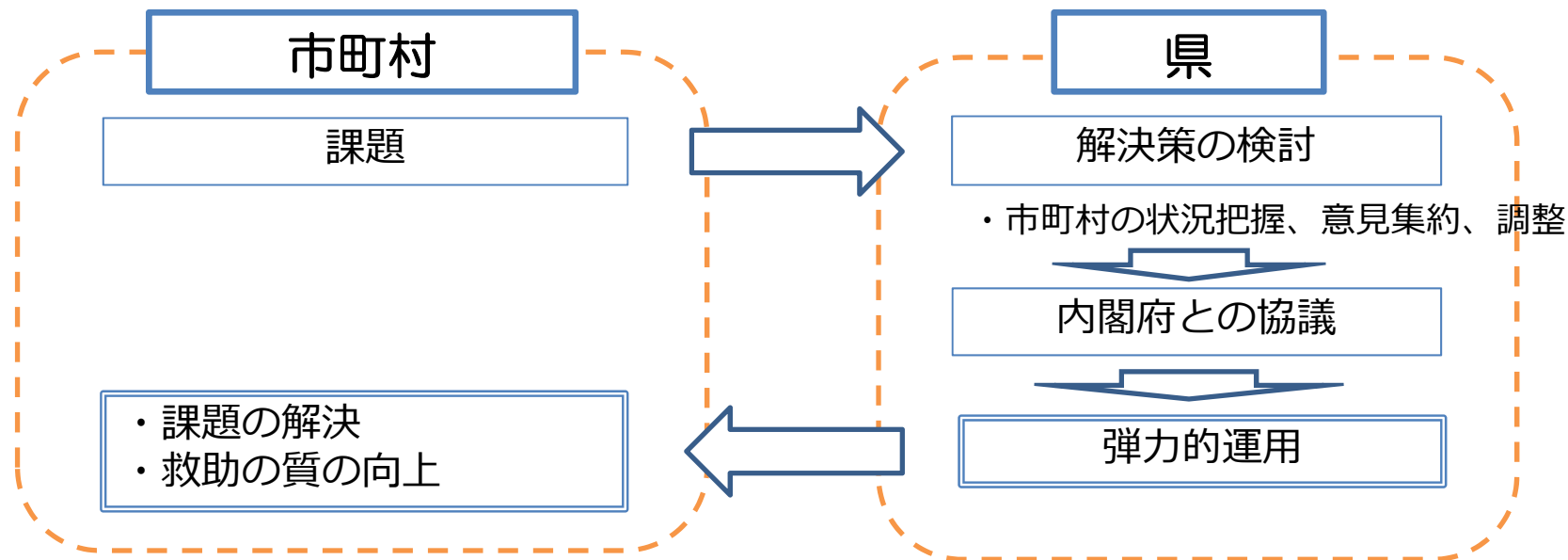
市町村においては、避難者に対する直接的支援を実施。  
県は、それらに係る制度設計や広域調整を実施。



## 5. 様々な弾力的運用

被災者の状況や市町村からの要請を、国と協議のうえ全市町村で運用へ

被災地の情報共有や市町村からの要請等を広域地方自治体として一元的に集約し、国と協議したことにより、様々な弾力的運用を認めていただいた。



### 【熊本地震における弾力的運用】

- ・ 応急仮設住宅の入居要件の拡大（長期避難世帯や半壊世帯の追加）
- ・ みなし仮設住宅への補修費支援の導入
- ・ 世帯分離によるみなし仮設住宅の複数住宅（1K、1LDK）の供与
- ・ 応急仮設住宅として自宅敷地内へのユニットハウス等の設置
- ・ 納屋、倉庫等へ応急修理の実施

など

## 6.熊本地震を受けての政令市への権限拡大要望について

### ○熊本地震において、救助の権限上の支障は発生していない

熊本県と熊本市は日頃から緊密な関係を築いている。このため、熊本地震発災時も、県、熊本市が一体となって、被災地の状況を踏まえた弾力的運用について協議、連携、調整を行い、一体的に取組を進めており、本県と熊本市双方において、救助の権限上の大きな支障は発生していないと認識している。

### ○広域的な災害における被災者への支援には公平な取扱いが必要

政令指定都市を含めた同一県内の被災者への公平な取扱い、広域的な調整を行うためには、権限の一元化は必要であると考えます。

特に、熊本地震においては、市町村域を越えた避難所提供などを実施しており、県における広域調整が非常に重要であったと考えます。

### ○それぞれの役割について慎重に検討を

災害時は、情報を集約し、救助を効率的に実施する必要があり、さらなる迅速、的確な救助を行うために、国、広域自治体、基礎自治体の役割がどのようにあるべきかの慎重な検討が必要。

### ○道府県に弾力的運用の判断を

現状、国においては様々な弾力的運用を認めていただいているが、より迅速、的確で臨機応変な救助の実施のため、まずは、国との協議を要しない弾力的な運用を可能としたり、過去の災害で認められた運用の事例集を作成するなど、道府県で判断、適用できるようにすることが必要。